

令和8年度(2026年度)事業分 公共事業事前評価調書

評価時点 [令和8年(2026年)1月]

評価調書作成者 [道路整備課長 大和 勇紀]

事業プロフィール

【事業概要】

事業名	国道325号 菊池2拡幅 地域道路改築事業
事業箇所	菊池市大林寺～七城町水次
事業担当課(室)	土木部道路都市局道路整備課 (半導体班 内53374)
事業期間	令和8年度～令和17年度 (10年間)
総事業費	8,800百万円 (うち県費 4,136百万円)
事業内容	道路改良 延長3.4km
事業目的	一般国道325号は、福岡県久留米市から熊本県大津町を 通って宮崎県高千穂町に至る延長約76kmの一般国道で あり、観光や産業活動を支える重要な路線である。 本工区は、菊池市街地の交通混雑を緩和し、安全で円滑 な交通の確保を目的とする延長3.4kmの4車線化拡幅事 業である。 沿道周辺では、JASMの進出を契機として企業の進出が 進展しており、工業団地等へのアクセス性を向上させるな ど、地域産業の活性化にも寄与するものである。

【現況写真】



(現道の状況)

当該区間では、交通渋滞が日常的
に発生している。

【 検討状況 】

技術的難易度	一般的な技術で対応できる。
費用便益比	$B/C = 2.38$
事業比較 事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む)	事業を行わない場合、当該区間においては日常的な渋滞が発生しているため、円滑な交通が確保できない。
ユニバーサルデザインへの配慮事項・内容	「熊本県の道路に関するユニバーサルデザイン指針」に基づき、地域の意見を反映させ、すべての人が利用しやすい道路とする。
関係法令等の手続きの把握・完了状況	道路法に基づく県公安委員会との調整が必要。 土壌汚染対策法に基づく届け出が必要。 文化財保護法第93条第1項に基づく届出が必要。

【 周辺状況 】

関連事業	国道325号(菊池拡幅)、国道325号(2工区)【事業主体:熊本県】
市町村、地元の状況	関係市町村から早期整備の要望を受けている。
説明会の開催状況と関係者の意向	令和8年度に地元説明会等を予定

【環境影響】

① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。	無

② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。	無

③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。	無
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。	有 [配慮する]
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	有 [配慮する]
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

事業評価

: 共通指標

【 事業評価表 】

評価軸	評価項目	配点	評点
重要性	① 事業計画の位置付け	5	5
	② 市町村の位置付け	5	3
	③道路ネットワーク上の位置付け	20	20
	小 計	30	28
必要性	④ 特定地域振興	5	0
	⑤ 産業活動関連道路	15	15
	⑥ 渋滞対策	5	5
	⑦救急医療機関等へのアクセス・災害への備え	5	5
	小 計	30	25
緊急性	⑧ 安全性の向上 (車両通行の安全性、災害時の代替路確保)	20	10
	⑨ 連携する他事業	5	0
	小 計	25	10
効率性	⑪ 費用便益比(B/C)	20	15
	小 計	15	15
合 計		100	78